

議 事 録

会 議 名	平成28年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年1月27日(水)午後3時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 別館3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：2番 佐藤 晃 3番 大久保泰明 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計7名</div>		
欠席委員	1番 木内幹雄		
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹 主査：原田智香 主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条目的の買受適格者証明願について 日程 第2 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第3 非農地証明願について 日程 第4 農地造成工事施工承認願について 日程 第5 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権設定の申し出について 日程 第6 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第7 農地法第4・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について 日程 第8 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第9 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第1回定例総会を開会いたします。 欠席委員は1番木内委員1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、7番吉田委員と8番私、後藤を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条目的の買受適格者証明願について議案番号1号、2号、日程第2農地法第3条の規定による許可申請について議案番号3号、4号を、それぞれ関連する案件ですので一括して上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1号～4号を朗読)(説明) 本案件は位置図にありますとおり、農業振興地域の農用地内にある畑一筆と、同じく農業振興地域ではありますが、農用地でない畑2筆です。譲受人は現在、茅ヶ崎市内で約35アールの畑にネギ、ジャガイモなどの野菜を作付けしています。トラクター、耕耘機も所有しており、住所地から申請地までは約6km、車で15分ほどということですので許可するについて、問題ないと思われま。現地には1月20日に金子委員と共に調査に行っています。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番：1月20日事務局と現地調査してまいりました。耕作してあるので問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。 (特になし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1号から4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号1号、2号は原案のとおり証明書を、議案番号3号、4号は落札された場合は許可書を、それぞれ交付することに</p>		

決定します。

会 長：次に日程第3、非農地証明願について、議案番号5号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号5号を朗読）（説明）

当案件は、位置図にありますとおり倉見の農業振興地域の農用地以外の地域にある倉庫の建つ敷地で、昭和58年に相続し、昭和62年頃から作業場となり現在に至っています。立地基準は第3種農地で「住宅の用 若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設 若しくは公益的施設が連たんしていること」に該当し、宅地化の状況がある程度に達している区域とされます。現地には1月12日に会長、地区担当委員と調査に行っています。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：1月12日会長と事務局とで現地調査に行ってきました。事務局の説明どおりで、段ボール関係の倉庫、作業場となっていて、農地への復元は難しいため非農地が適当と思われます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。

（特になし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会 長：では全員賛成ですので、議案番号5号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定します。

会 長：次に日程第4、農地造成工事施工承認願について議案番号6号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号6号を朗読）（説明）

本案件は位置図にありますとおり、農業振興地域内の農用地で、現況田となっております。所有者が当該地西側に所有する畑の規模を拡大するために造成し、畑にするということです。施工業者は過去に何度か町内で農地造成を行っている業者です。現地については1月12日に現地委員と共に調査に行っています。

会 長：続いて地区担当委員から補足説明がありましたら、お願いします。

2 番：1月12日に会長と事務局とで現地調査してきました。事務局の説明のとおり隣地も所有しており、効率よく耕作するためだと思われます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：隣地も畑ですか。

2 番：隣地も畑です。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

会 長：では全員賛成ですので、議案番号6号は原案のとおり許可書を交付することに決定します。

会 長：次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号7号を上程します。本案件については、私が利用権設定を受ける者となっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席します。関係議案終了後に入室・着席しますので、会長職務代理に議事の進行をお願いします。

（会長退席。会長職務代理、席の移動）

会長職務代理：それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

	<p>事務局：(議案番号7号を朗読)(説明) 当案件について、借り手は家族4人で農業を営んでおり、当該地を平成25年2月から3年間利用権設定し耕作しています。今回も期間は3年間ということで、更新することについては特に問題ないと思われます。現地には1月20日6番委員と調査に行っています。</p> <p>会長職務代理：続いて、現地調査は私ですので、結果並びに補足説明をします。</p> <p>会長職務代理：1月20日現地調査に行ってきました。荒れている様子もなく、問題ないと思われます。</p> <p>会長職務代理：これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>会長職務代理：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会長職務代理：では全員賛成ですので、議案番号7号は原案のとおり決定通知書を寒川町長に送付します。</p> <p>(会長職務代理、席移動。会長、着席)</p> <p>会 長：次に日程第6、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号1号から3号、続いて日程第7、農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について報告番号4号、日程第8、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号5号から8号、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号9号10号、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号1号から10号を朗読)(説明) いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成28年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成28年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(7番) 吉田 勝己 議事録署名人(8番) 後藤 進

本議事録は、平成28年2月24日、承認・署名を得て確定しました。